

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

- | | |
|-----|-------------|
| 第1項 | 災害派遣要請基準 |
| 第2項 | 派遣の要請種類 |
| 第3項 | 災害派遣要請要領 |
| 第4項 | 派遣部隊等の受入れ体制 |
| 第5項 | 派遣要請の範囲 |
| 第6項 | 派遣部隊等の撤収要請 |

第1項 災害派遣要請基準

《基本方針》

市は災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし応急対策に万全を期する。

1. 派遣要請基準

(1) 派遣要請基準

市長は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

《派遣要請の基準》

- 1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の期間では対処することが困難であると認められるとき。
- 2) 災害発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

第2項 派遣の要請種類

1. 派遣の要請種類

- (1) 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）
 - 1) 天災地変その他災害に際して、市長から知事へ派遣要請があり、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合の知事からの部隊等の派遣要請に基づき、防衛大臣が事態をやむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣
 - 2) 天災地変その他災害に際して、その事態に照らし特に緊急を要し、派遣要請を待ついとまがないと認められるときの1)の要請を待たない部隊等の派遣
- (2) 近傍災害派遣（自衛隊法第83条3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣
- (3) 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊長の長）が事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣

第3項 災害派遣要請要領

1. 派遣要請

災害に際し、知事及び市長は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び依頼する。

- (1) 市長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- (2) 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- (3) 知事が自らの判断で派遣の要請の必要を認めた場合。
- (4) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合の通知。

2. 派遣要請の方法

- (1) 派遣要請手続き【資料編*1*2 参照】

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に自衛隊（第4後方支援連隊）派遣要請の依頼を行う。原則として、災害派遣要請書に記載事項を明らかにし依頼することとするが、そのいとまがないときは電話または口頭をもって県（消防防災指導課）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、県知事の要請を待ついとまがないときは、直接自衛隊に通知するものとし、事態の推移に応じ、要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡する。
- (2) 緊急要請

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（第4後方支援連隊）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

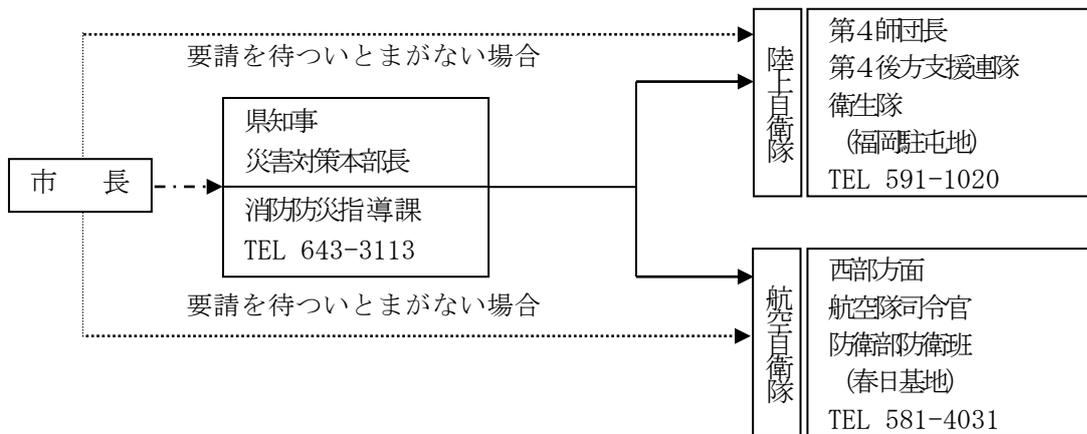
*1 ● 資料 3.7.1 「知事への依頼様式」

*2 ● 資料 3.7.2 「災害派遣要請様式」

《派遣要請依頼書記載事項》

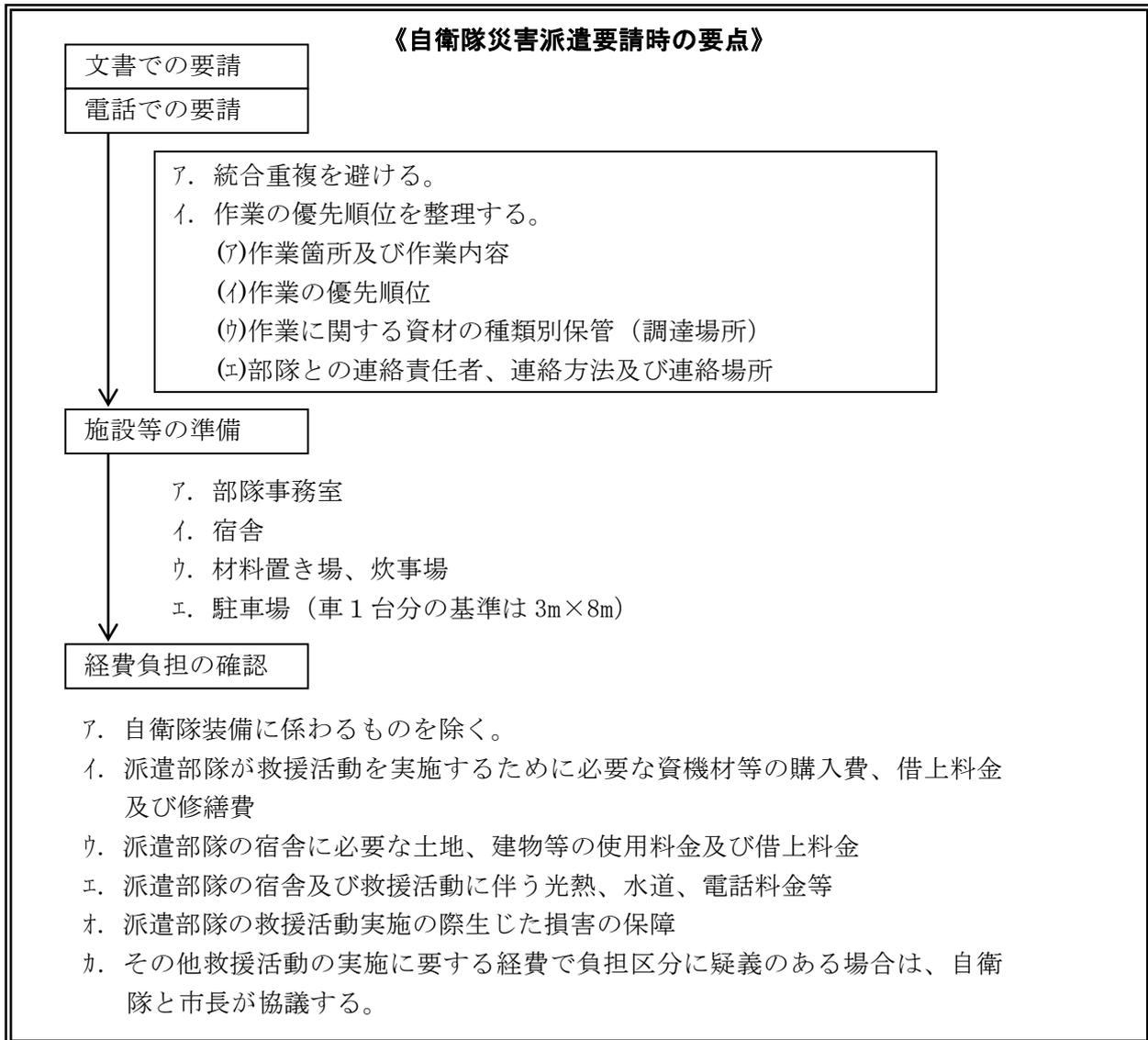
- ア. 災害の状況及び派遣を要する理由
- イ. 派遣を必要とする期間
- ウ. 派遣を希望する人員、航空機、その他の概数
- エ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ. その他参考となるべき事項

《災害派遣要請系統図》



- ※要 請：————— 自衛隊要請者は知事となる。
- ※依頼（報告）：- - - - - 市長は知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。
- ※通 知：..... 県との通信の途絶等により、知事に対して市長の依頼ができない場合、知事の要請を待ついとまがない場合は直接、自衛隊への通知

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。



3. 意思決定権者不在または連絡不可能な場合の派遣要請

市は、意思決定権者が不在または連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする



4. 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、県地域防災計画書記載の要領に基づき行われる。

第4項 派遣部隊等の受入れ体制

1. 派遣部隊等の受入れ

(1) 受入体制及び準備

- 1) 現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と協議して作業の推進を図る。
- 2) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、その他必要な施設等を準備する。
- 3) 派遣部隊の活動に対しての協力を努める。

(2) 自衛隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救護のため、関係公共機関と協力して行動する。

(3) 準備すべき主たる資機材

- 1) 部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な資機材は特殊なものを除き、市において準備する。
- 2) 災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、市において準備する。

《準備すべき主たる資機材》		
品 名		摘 要
器具類	ア. ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	イ. リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	ウ. スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	エ. その他土木機械	・土木作業
設備	ア. 夜間照明設備	・夜間作業
	イ. 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

(4) 臨時ヘリポートの設置【 第2章第5節 参照 】

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

- 1) 災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の臨時ヘリポートを次の場所に設置する。
本市における災害時の臨時ヘリポートは次の通りである。

番号	所在地	ヘリポート名	管理者	広さ(m) 巾×長さ
1	筑紫野市針摺東4-6-1	筑紫野中学校グラウンド	市教育委員会	101×130

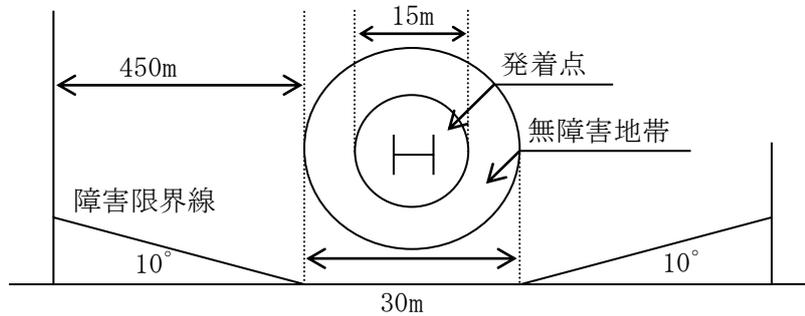
2) 危険防止

- ア. 離着陸時は、風圧等により危険であるので子ども等を接近させない。
- イ. 安全上の監視員を配置する。

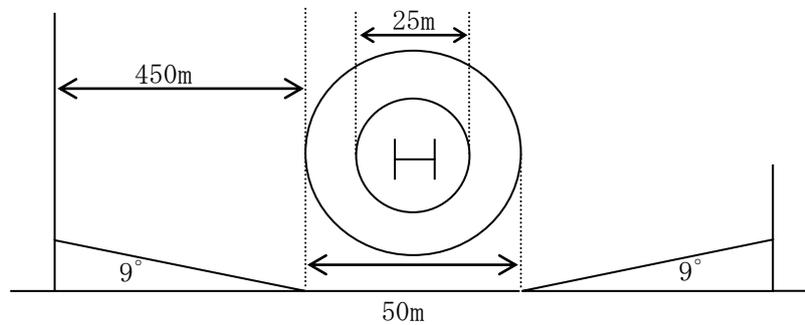
3) 機種に応ずる発着点付近の基準

《ヘリポート発着点付近の基準》

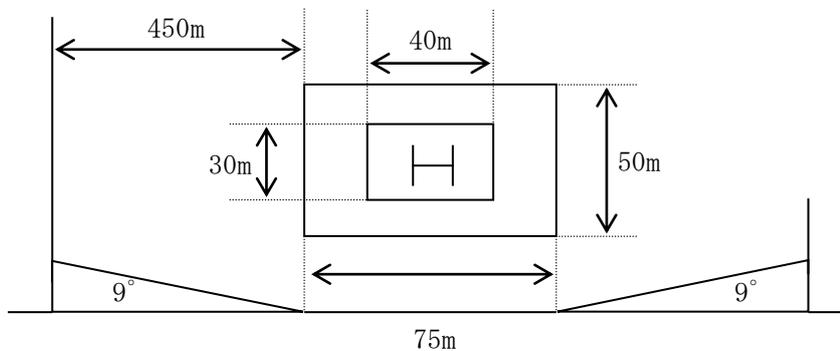
(1) OH-6D (小型ヘリ)



(2) UH-1J (中型ヘリ)



(3) V-107 (大型ヘリ)



2. 経費の負担部分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2市町村以上の地域にわたる場合は協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る）
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他の必要な経費については事前に協議しておくものとする。

《経費の負担区分》

- ア. 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- イ. 派遣部隊が、宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- ウ. 宿泊施設の汚物の処理料金
- エ. 活動のため現地で調達した資機材の費用
- オ. その他必要な経費については、事前に協議しておく。

第5項 派遣要請の範囲

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の活動内容に基づき行われる。

1. 自衛隊の活動内容

《自衛隊災害派遣要請の範囲》

- 1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- 2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- 3) 避難者の捜索、救助：死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救助等に優先して実施する。)
- 4) 水防活動：堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積み込み及び運搬
- 5) 消防活動：利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- 6) 道路または水路等交通上の障害物の排除、施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
- 7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援、大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は市が準備)
- 8) 通信支援：自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- 9) 人員及び物資の緊急輸送：緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
- 10) 炊出及び給水支援：緊急を要し他に適当な手段がない場合
- 11) 救援物資の無償貸付または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」
(昭和33年総理府令1号)に準ずる。(ただし、譲与は县市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。)
- 12) 危険物の保安：除去可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- 13) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第6項 派遣部隊等の撤収要請

1. 災害派遣の撤収要請

(1) 災害派遣の撤収要請

市長は、災害の救助活動が終了し、または他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

《撤収要請依頼書記載事項》

- ア. 撤収日時
- イ. 撤収要請の事由
- ウ. 事故の有無
- エ. 派遣人員及び従事作業内容
- オ. その他必要な事項